

告示第 63 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 231 条の 2 の 3 第 2 項の規定に基づき、政府共通基盤を利用したキャッシュレス納付に係る決済代行業務を委託したので、下記のとおり告示する。

令和 8 年 4 月 1 日

兵庫県太子町長 沖 汐 守 彦

- 1 指定納付受託者の住所及び名称  
東京都江東区豊洲 3-3-3  
株式会社 N T T データ
- 2 指定納付受託者に納付させる歳入  
政府共通決済基盤を用いた証明書発行手続における手数料
- 3 指定納付受託者による歳入の代理納付を開始させる期間  
令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで